

放送大学との単位互換に伴う専門教育科目の取扱いに関する申合せ

平成29年2月16日
学部長 裁定

放送大学との単位互換に伴う専門教育科目の取扱いについて、次のとおり申し合わせる。

(履修手続き)

1. 長崎大学多文化社会学部規程（以下「規程」という。）第21条第1項に規定する他の大学又は短期大学における授業科目の履修による専門教育科目として取り扱う放送大学の提供科目を履修しようとする者は、所定の期日までに放送大学授業科目履修願（別記様式第1号）及び出願票（放送大学様式）を提出しなければならない。

(単位認定の基準)

2. 放送大学の特別聴講学生として履修した授業科目のうち、専門教育科目の単位として認定できる授業科目は、教務委員会があらかじめ指定した科目とする。
3. 2. に規定する教務委員会があらかじめ指定した科目は、別に定める。
4. 放送大学との単位互換により修得した単位のうち、自由選択科目として認定できる単位数は8単位を上限とし、上限を超えるものについては自由科目として認定する。

(単位認定申請)

5. 放送大学で修得した授業科目の単位を、本学部における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生（以下「申請者」という。）は、所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 放送大学授業科目修得単位認定申請書（別記様式第2号）
 - (2) 放送大学の成績通知書
 - (3) 授業科目の内容を記載した書類（シラバス等）
6. 教務委員会は、5. で提出された書類に基づき、認定の可否を審議する。
7. 放送大学で修得した授業科目の単位の認定は、教授会で審議の上、決定する。
8. 認定された授業科目の名称は本学部の科目名称に読み替えることなく、放送大学の授業科目の名称を用い、成績評価は「認」（認定）とする。
9. 学部長は、単位認定の可否を放送大学授業科目修得単位認定結果通知書（別記様式第3号）により申請者へ通知する。

附 則

この申合せは、平成29年2月16日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

放送大学との単位互換に伴う専門教育科目の取扱いに関する申合せ3. に規定する教務委員会があらかじめ指定する授業科目に関する申合せ

平成29年2月16日
学部長 裁定

放送大学との単位互換に伴う専門教育科目の取扱いに関する申合せ3. に規定する教務委員会があらかじめ指定する授業科目は、次の表のとおりとする。

放送大学 科目区分	放送大学科目名	単位数	多文化社会学部 科目区分	備考
専門科目	生涯学習を考える	2	自由科目	博物館に関する科目
専門科目	博物館概論	2	自由科目	
専門科目	博物館経営論	2	自由科目	
専門科目	博物館資料論	2	自由選択科目	
専門科目	博物館資料保存論	2	自由選択科目	
専門科目	博物館展示論	2	自由選択科目	
専門科目	博物館教育論	2	自由科目	
専門科目	博物館情報・メディア論	2	自由選択科目	

附 則

この申合せは、平成29年2月16日から施行し、平成29年1月1日から適用する。